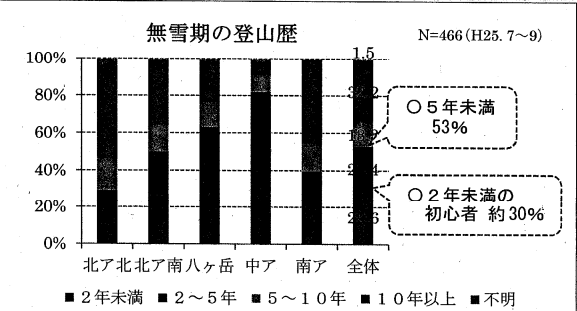
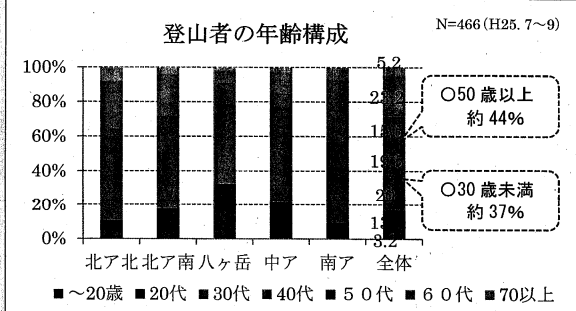
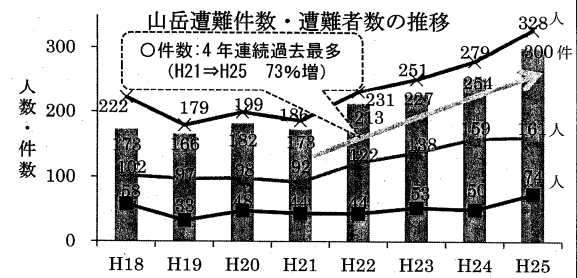
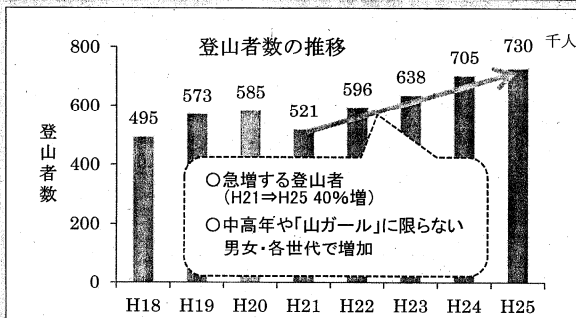


山岳遭難の現状と今後の防止対策について (概要)

山岳高原観光課

第1 現状



県警、県山岳総合センター調査

第2 課題

1 登山者・遭難者の特徴から見えてくる課題

- (1) 体力や健康の衰えを認識していない「中高年登山者」が多い
- (2) 登山知識や技術を習得していない「経験の少ない者」が多い
- (3) 山の怖さを知らない。遭難は他人事と思う「危機意識の欠如」
- (4) 登山者は「県外居住者」が多い
- (5) 本県山岳環境に関する情報・理解不足の「外国人登山者」が増加
- (6) 「春山」の遭難死亡事故が多発

2 山岳遭難防止対策に係る課題

- (1) 遭難多発層への情報提供と安全登山意識の啓発
- (2) 山域での登山者への直接指導
- (3) 登山道及び案内標識
- (4) 遭難防止対策の実施体制の見直し

第3 遭難防止対策の方向性

レジャー感覚で「自己責任」意識の希薄な登山者へのきめ細かな対応  
～リスクをリアルに！ 山域での直接指導！ 都市部での啓発！ 外国人への情報提供～

	実施する対策	主な取組
1 情報提供と意識啓発	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登山者の情報入手ツールに対応した情報提供</li> <li>(2) 登山力量に応じた登山計画作成のための支援</li> <li>(3) 登山届の提出の周知・徹底</li> <li>(4) 安全登山教育の推進</li> <li>(5) 外国人登山者に対する情報提供</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットや情報誌、登山に関わる企業を通じた情報提供活動</li> <li>・遭難リスクマップ、山岳ルート別難易度の作成・周知</li> <li>・日本ガイド協会の「コンパス」の周知</li> <li>・山岳総合センターの講座の広報・山岳遭難防止アドバイザー派遣</li> <li>・外国人登山者に向けた啓発物品の作成・配布</li> </ul>
2 山域での直接指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「自己責任の原則」の周知・徹底</li> <li>(2) リスクをリアルに認識させる啓発</li> <li>(3) 登山力量に応じた登山のための支援</li> <li>(4) 高齢者、単独登山者への注意喚起</li> <li>(5) 直接指導機会の拡充</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登山エリアと観光エリアの境界を明確にするための標示や周知</li> <li>・遭難リスクマップの作成・周知・遭難多発現場の調査と標示</li> <li>・山岳ルート別難易度の作成・周知</li> <li>・高齢者、単独登山者の遭難実態の周知</li> <li>・夏山常駐パトロール隊の巡視・指導の拡充・相談員活動の拡充</li> </ul>
3 環境整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登山道の整備レベルの検討</li> <li>(2) 案内標識の整備等</li> <li>(3) 夏山救護体制の強化</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備レベルや管理体制についての検討</li> <li>・不十分な箇所を整備や修繕・多発現場の調査と警告標示</li> <li>・夏山診療所に対する支援の拡充</li> </ul>
4 実施体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登山者の実態に応じた防止対策の実施</li> <li>(2) 抑止目標の設定</li> <li>(3) 遭難対策に関する団体等との連携</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県遭対協、地区遭対協の組織見直し</li> <li>・県及び遭対協で抑止目標設定</li> <li>・遭難対策を目的とする団体、登山に関わる企業への協力要請</li> </ul>

\* 入山規制の検討：著しい危険があるとき、県条例で地域・期間を指定して登山を禁止する「入山規制」を本県へ導入することは現時点では適当ではない。

(理由) ・個人の自由な余暇活動や旅行を制限することになり、規制の実効性、公平性等の担保が必要であるが、長野県は ①山域が広範囲で、状況が異なり、期間・地区の設定が難しい ②隣県の登山口からも入山が可能 ③山菜採りなどの登山と類似した行為との区別などの課題があり、実効性、公平性のある規制は難しい

第4 山岳遭難防止のために

登山者が遵守すべき「ルール、マナー」の普及

【登山者に向けて】

- ＝「自己責任の原則」を認識し登山力量と危機管理能力を高める＝
- ・山岳会等の加入が減少、知識が乏しいまま入山し遭難
- ・インターネット等からの登山情報には専門知識、危険情報が不足
- ・山岳関係者と県で規定する「登山のルール、マナー」を遵守

【山岳関係者、行政に向けて】

- 登山者が遵守すべき「登山のルール、マナー」を明示し、普及＝長野県の実態に合った「遵守すべきルール」「気持ちよく登山するためのマナー」「遭難しないための注意事項」を県と山岳関係者が協議して規定
- ・規定方法(条例やガイドラインなど)は県において検討